

訪問介護における院内介助の取扱いについて

1 院内介助に対する国の基本的な考え方

通院・外出介助については、訪問介護サービスの一つとして算定対象となりますが、院内の移動等の介助については、院内スタッフが対応すべきものであるとの考えから、厚生労働省は原則、算定対象とはならないとの考え方を示しています。

しかし、一方では「場合により算定対象となる」としていますが、どういう場合に算定対象となるかを示しておらず、「保険者判断による」としています。

詳細は、下記の関係通知をご確認ください。

○「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（平成 15 年5月8日付 老振発第 0508001 号・老老発第 0508001 号）

○訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成 22 年4月 28 日 厚生労働省老健局振興課事務連絡）

2 本市における院内介助に対する基本的な考え方

院内介助に対する介護給付費の算定可否については、要介護者の心身の状態や家族の状況等がそれぞれ異なることから、一律に判断することはできません。

したがって、本市においては、「個々の事例ごとに、本人の心身状態や介護者の有無等、サービス利用者本人が置かれている状況を勘案して決定すべきもの」と考えています。

なお、上記 1 の中で「保険者“判断”による」との表現がありますが、本市における考え方は、あくまで本市における院内介助の“判断の観点”を示すものであり、この考え方に基づきケアマネジャーが課題分析（アセスメント）やサービス担当者会議等を通じて、院内介助の必要性を居宅サービス計画に位置付けることになります。

3 院内介助を居宅サービス計画に位置付ける場合

本人の心身の状態や置かれている環境等の評価により、院内介助が真に必要な場合には、下記の「居宅サービス計画に位置付ける事項」の確認をおこない、サービス担当者会議等で主治医・訪問介護事業所等からの専門的意見を聴取したうえで、居宅サービス計画に位置付ける場合は算定可能であると判断します。

居宅サービス計画に位置付ける事項

（1）医療機関の院内介助に関する体制の有無

医療機関の院内スタッフによる対応が難しいことを確認し、その経緯（何時、誰に、確認した内容）を居宅サービス計画に位置づけてください。

確認については、必ずしも医師への確認は必要ありません。病院のソーシャルワーカーや看護師等の院内スタッフへの確認で構いません。なお、医師等から確認内容について文書を出してもらう必要はありませんが、必ず記録に残してください。

（２）院内介助の必要な本人の心身状態等

院内での移動等が本人のみでは心身の状態や障害・疾病等から困難であり、介助者による支援が必要であることを確認し、どのような介助が必要かを位置付けてください。

例）リウマチ、脳梗塞等による麻痺、視力・聴覚障害者、パーキンソン病、精神障害、在宅酸素の利用者、糖尿病、認知症等のための見守り、排泄等の介助、転倒の危険性が高い等

（３）家族等の介護体制の有無

院内介助については、医療機関での院内の体制がなく、また、院内介助が可能な家族等がないため、訪問介護員の支援でしか介助ができないことを明らかにする必要があります。具体的には、独居、家族等が疾病・障害等のため通院先での介助が困難であること等が考えられます。

4 留意事項

- （１）自宅から医療機関までの通院介助をおこない、引き続き院内での介助をおこなった場合に算定が可能です。院内のみの介助をしても算定はできません。
- （２）本市が想定している“必要な介助”は、トイレ介助、移動介助（診察室・透析室内等医療機関関係者の管理下にある場所を除く）、座位の保持、認知症や精神障害等で常時見守りが必要な者に対する見守り介助等です。
- （３）算定時間は、訪問介護員による「具体的に介助が必要な時間」のみを算定します。したがって、単なる待ち時間や付き添い時間は算定対象となりません。
- （４）認知症等の症状がある場合や転倒による事故防止等により常時見守りが必要な場合には、見守り時間も算定できますが、単に見守りや付き添いがあったほうが安心であるといった場合は算定対象となりません。
- （５）診察時間やリハビリを行っている時間等、医療保険の対象となる時間帯については、介護報酬の算定はできません。（診察室等への付き添いを禁止するものではありません）ただし、認知機能が十分でない者で、診察室内でも介助や医師の指示の記録等が必要であると認められる場合は算定可能です。

5 保険者（市）への事前審査と承認について

院内介助については、個々の事例について、本市の考え方に沿ってケアマネジャーが課題分析等を適切に行い、真に必要と判断し居宅サービス計画に位置付けられた場合、介護給付費の算定は可能であると考えております。

したがって、保険者に対する事前審査とその承認を義務付けるものではありません。

上記の内容について、疑問な点や確認したい点等がありましたら、高齢介護課介護保険係（直通：0172-55-5862）までご相談ください。